

金美珍著 『韓国「周辺部」労働者の利害代表 女性の「独立組織」と社会的連携を中心に』

晃洋書房，2018 年

本書は1990年代以降の韓国において、「周辺部」労働者の問題に取り組んできた多様な組織のなかで、韓国女性労働者会、韓国女性労働組合という女性の「独立組織」の取り組みを明らかにした。また、非正規職保護法の法制化と最低賃金の引き上げに影響を与えるために形成された社会的連帯に注目している。本書では、「周辺部」労働者を、非正規労働者、家事労働などインフォーマル部門の労働者、また、失業などにより労働市場の中心から排除されることによって経済的に不安定な状況にあり、労使関係や労働運動において不利な立場に置かれている労働者として定義している。

1997年のアジア通貨危機以降、韓国政府が労働政策の規制緩和を実施したことにより、韓国では非正規労働者や失業者を含む外部労働市場が拡大した。彼らの多くは所得が低く、雇用が不安定である上に、労働法や社会保障制度からも排除されており、企業規模や雇用形態による格差が広がった。結果として、韓国社会には「労働市場の分化」という現象が著しく見られるようになった。さらに、労働組合は中小零細企業で働く労働者や非正規労働者を組織化することができず、彼らの多くは労働市場の中心から離れて、自らの利害を代表する手段を持たない状況に置かれた。

そこで本書では、既存の労働組合とは異なる流れから「周辺部」労働者の問題をめぐる取り組みを行う新しい労働運動組織を「独立組織」と定義し、特に、韓国女性労働者会(KWWA)と韓国女性労働組合(KWTU)のように女性非正規労働者の問題を取り上げている「独立組織」の取り組みを組織化と社会的連携の側面から考察した。また、「独立組織」が非正規雇用政策の法制化過

程に影響を与えようとする際に用いる資源の源泉として市民社会に注目し、社会的連携に参加した「独立組織」及び社会運動、特に市民運動が果たした役割を中心に考察を行った。

本書は全3部及び全6章(序章と終章を除く)の構成になっている。まず、全3部の構成をみると、第Ⅰ部(第2章と第3章)では「周辺部」労働者や女性労働者をめぐる歴史的背景について述べており、第Ⅱ部(第4章)では「独立組織」である韓国女性労働者会(KWWA)と韓国女性労働組合(KWTU)と「周辺部」労働者をめぐる活動上の特性について説明している。そして、第Ⅲ部(第5章と第6章)では、「周辺部」労働者の利害が政策に反映されるのかを、非正規職保護法の法制化過程と最低賃金引き上げの過程をめぐって形成された社会的連携を中心に考察を行っている。また、章別の主な内容は次の通りである。

第1章では、「周辺部」労働者に関する先行研究を、労働運動と市民運動の影響に注目した研究に区分して整理している。先行研究の問題点としては、既存の「主流」の労働組合に研究の関心が偏向し、「独立組織」の組織化の過程が明確にされていない上に、「独立組織」と市民運動の役割が見落とされている点を指摘し、本書ではこれまでの研究で注目されることが少なかった「独立組織」による「周辺部」労働者の組織化と、市民運動団体を含む他の組織との連携関係を考察することを明らかにした。

第2章では、1987年の「民主化宣言」以降の、韓国における市民社会の変化を検討している。また、1987年の労働体制が1997年以降どのように変化したかを、労働市場・労働運動・労働政治と

いう三つの側面から検討し、また、アジア通貨危機からの財政支援のために導入した労働の規制緩和が労働市場に与えた影響を、労働の非正規職化が進展する過程を中心に、女性労働者の労働力移動と大企業の内部労働市場の変化に分けて考察した。

1987年6月に民主化運動が激化し、「6・29宣言」以降、韓国社会には政治・経済・社会のあらゆる領域において民主的な変化がもたされた。つまり、民主主義政権が確立し、多様な利益団体や社会運動勢力が自由に自らの要求を政府に求めることが可能になった。特に、以前の「民族・民主運動」勢力とは明確に異なった性格を持つ市民運動勢力が台頭し、法や規則を遵守し、集団より個人を優先とする活動を行った。

1987年の「労働者大闘争」を機に、韓国の労働市場は、大企業の男性労働者を中心とする内部労働市場と、中小企業の労働者及び女性労働者からなる外部労働市場という二重市場体制が確立された。そして、韓国における1987年以降の労働運動は、大企業を中心とした企業別労働組合が主導することとなり、1990年代末から急増した非正規労働者の雇用問題は労働組合において中心課題として扱われなかった。非正規労働者の雇用問題がナショナルセンターである民主労総で問題化され始めたのは2004年以降である。

第3章では、韓国女性労働者会(KWWA)と韓国女性労働組合(KWTU)が組織された歴史的背景について期間を分けて論じている。韓国の女性労働をめぐる運動は、①1970年代に独裁国家の暴力的な労働者統制に対抗する民主労働組合運動を主導した女性労働者の流れと、②独裁国家の家父長的な女性統制を擁護する既存の保守的な女性運動への反発という二つの流れから始まった。結果として、この二つの流れは1987年の韓国女性労働者会の結成に繋がり、女性解放や性暴力、低所得女性の問題など女性が経験する「特殊な問題」が取り上げられた。

1990年代の女性労働運動は、韓国女性労働者会という女性労働NGOにより主導され、さらに、韓国女性団体連合という女性労働連合体との密接な関係に基づきながら、法制度の改善を中心に展

開されてきた。しかしながら、1990年代末以降は女性の人権や戸主制へと取り組み課題の重点が移ったことで、女性労働の問題が女性運動の主要イシューから遠ざかることになった。1997年のアジア通貨危機によって、韓国では女性が大量解雇され、非正規労働者が増加するなど、女性の雇用状況が悪化した。しかしながらNGOである韓国女性労働者会は女性労働者から相談があっても、事業主との交渉権を持たなかったため、直接に労働問題の解決に乗り出すことはできなかった。また、法律が改正されても職場ではその法律が遵守されないことが多かった。そこで、韓国女性労働者会は1997年から女性のみの労働組合の設立に着手し、韓国女性労働者会から400人の会員を送ってもらうことにより、1999年8月29日に韓国女性労働組合を結成した。

韓国女性労働者会による女性のみの労働組合の結成は、女性運動と労働運動の二つの運動領域における空白を補完し、女性の主体形成及び社会的な勢力としての成長のための戦略であると言える。つまり、韓国女性労働組合は、これまで交渉力がないために労働現場における権益を確保できなかった女性労働者自身が労働運動の主体となり、労働現場における女性当事者の利害を主張するための戦略を担って生み出されたのである。

第4章では、韓国女性労働者会と韓国女性労働組合の組織的・活動上の特性を検討した上で、二つの組織における活動を比較分析し、「周辺部」労働者の組織化の取り組みにおける役割分担を中心に「独自組織」としての特徴を考察した。

1987年に設立された韓国女性労働者会は、「女性労働者の社会的地位向上と平等の実現を通じて、人間らしい生活を実現する」という団体の目的と趣旨に同意して加入する個人会員で構成される。財源は個人会員からの会費収入のほか、賃貸料、政府補助金、その他の収益事業により賄われる。設立当初の韓国女性労働者会の活動は、未組織職場における民主労働組合の設立、家族闘争を含めた職場闘争、労働組合内部における女性幹部や活動家の養成、女性幹部のための教育活動など、民主労働組合運動の外郭団体として労働組合運動を支援することを重視していた。しかし1990年代

に民主労総が結成されると、労働組合運動内における支援活動は縮小され、一般女性向けに活動の内容を多様化させた。最近の主な活動としては労働相談、労働教育、失業した女性に対する職業・技能訓練・職業斡旋・生活及び医療支援、雇用保険の手続きなどが挙げられる。

一方、韓国女性労働組合は、アジア通貨危機以降急激に増加した女性非正規労働者及び雇用が不安定な女性労働者を組織化するために、1999年に登場した女性のみの労働組合である。業種や地域に関係なく、女性労働者であればだれでも自由に参加できる全国単一の組織（ソウルの中央本部と全国10カ所の地域支部、1カ所の産別支部）であり、結成時に400人であった組合員は2009年には6,000人まで増加した。韓国女性労働組合の活動分野は大きく、①女性労働者の組織化のための活動と、②労働条件改善のための活動に区別することができる。女性労働者の組織化のための活動としては、韓国女性労働組合が平組合員間の交流やエンパワーメントを促進するために設けている「小グループ活動」と女性・性平等、労働組合・労働・歴史、情熱・政治・社会意識・法をテーマとする「教育活動」が挙げられる。

そして、韓国女性労働組合の重要な成果として挙げられるのが、「特殊雇用労働者」の労働条件を改善させるために取り組みを実施したことである。韓国で「特殊雇用労働者」は、直接であれ間接であれ会社の指揮管理下で働いているにもかかわらず、法律上は「個人事業主」として規定されているために、労働法の適用から外されている。韓国女性労働組合は、1999年10月に組合に加入した88CCゴルフ場（韓国京畿道に位置）のキャディに関する労働法上の労働者権利を確保するために、「特殊雇用労働者」の労働者性を取り上げ、社会問題として提起した。その結果、1999年10月に88CCゴルフ場で働くキャディは「勤労基準法上の労働者である」という行政解釈を勝ち取った。また、その後も活動をつづけた結果、2008年にはゴルフ場キャディにも産業災害保険（日本の労災保険）が部分的に適用されることになった。さらに、2009年10月には、88CCゴルフ場キャディに対する不当解雇訴訟の裁判で、「ゴルフ場

キャディが勤労基準法上の労働者」であり、よって「不当解雇は無効」という判決が出され、労働者としての権利を認める判決を勝ち取った。

韓国女性労働者会は女性労働の政策化の専門組織として、女性の労働問題において政策的に権利を擁護し、「周辺部」女性労働者を対象に職業訓練、職業紹介、労働相談を中心に活動しているのに対し、韓国女性労働組合は労働現場の女性非正規職労働者の当事者組織として、「周辺部」女性労働者を対象に団体交渉権が行使できるように組織化を推進し、労働条件の改善に取り組む役割分担を明確にしている。

第5章では、非正規職保護法の制定過程における非正規委員会における諸団体組織の連携過程とその影響を考察し、労働組合・市民運動団体・女性労働団体が果たした役割を明らかにした。ここで、注目すべき点は、非正規職保護法の制定過程において、労働組合のみならず、市民運動をはじめとする女性労働などの多様な運動団体が、異なる関心と運動スタイルを持っているにもかかわらず、連携に参加したことである。このように、社会的連携が可能になった要因としては、非正規労働者が雇用不安と低賃金の問題のみならず、差別・ジェンダー不平等・人権・所得不平等などのような深刻な社会問題を引き起こす原因となるという問題意識を共有している点が挙げられた。また、本書では、非正規職保護法の制定をめぐる政治過程においても主導的な役割を果たしたのが、労働組合の組織的な動員や構造力よりも、市民社会における連携、そしてマスメディアを通じての世論喚起の活性化であったという点を強調している。

一方、非正規職保護法の制定過程において各団体が役割分担をした点にも注目している。例えば、非正規共同対策委員会（2000）における労使政委員会（日本の政労使委員会に当たる）の政策決定過程には、公式的に韓国労総と韓国女性労働組合が参加し、その他の団体は非公式的に参加した半面、非正規法共同対策委員会には、内側では民主労総と韓国労総が「労使政代表者会議」に参加し、外側では人権委に働きかける一方、政府案に反対する世論の喚起に活動を集約することで、民主労総と韓国労総の正当性や交渉力を高める役割を果

たしている。このような点から、筆者は「韓国における非正規雇用をめぐる労働組合と社会運動の連携は「影響の政治」を中心に展開されていることがうかがえる」と説明している。

つまり、韓国における非正規雇用をめぐる運動の取り組みでは、労働組合だけではなく社会的な連携、なかでも多くの市民運動や女性運動及び女性労働運動団体の参加の大きな影響が観察された。結果的には、市民運動や女性運動、そして労働運動など、韓国社会に特有の多様な運動団体の社会的な連携とその運動の展開は、政策決定に多大な影響を及ぼす働きを有するものであると結論づけられる。

第6章では、2002年に結成され、最低賃金の引き上げを目指す「最低賃金連帯」の社会的連帯の事例を中心に、最低賃金決定過程をめぐる労働組合、市民運動、「周辺部」労働者の「独立組織」の関係を考察した。1988年から施行されている最低賃金制度は、その後適用対象を拡大し、2000年11月24日以降はすべての労働者に適用されることになった。最低賃金は毎年雇用労働部の傘下にある「最低賃金委員会」の審議を経て決まり、審議には、政労使の代表委員各9名が参加している。

最低賃金連帯は、最低賃金の引き上げや制度改善のために、労働組合と社会運動団体により形成された連合体で、2002年に発足した。参加している団体は結成当初の26団体から2013年には32団体まで増加している。筆者は最低賃金連帯に参加した団体を、①ナショナルセンターの民主労総と韓国労総、②労働者・農民・貧民の問題を提起する民衆運動グループ、③女性運動グループ、④青年団体、⑤市民運動団体、⑥既存のネットワークに参加せず独自の活動を行うその他のグループに分類した。筆者の分類から「最低賃金連帯」には労働組合のみならず、民衆運動、市民運動、女性運動を行っている多様な団体が参加していることがうかがえる。さらに、最近では、若者やサービス業従事者に最低賃金変動の影響を受ける低賃金労働者が増加したことが要因で、新たに青年団体やソウル市社会福祉士協会が「最低賃金連帯」に加入した。

本書では、支援の役割を果たしている団体として市民運動団体に注目している。韓国における市民運動は、1987年に独裁政権の腐敗と権威主義勢力の不道徳性に対抗することで、1990年代に社会から支持を得て、政治・経済改革を追求した。政治・経済改革運動を通じて、社会的認知度が高まった市民運動は、1999年以降、生活保護、社会保障など福祉政策にもかかわりはじめ、貧困・失業・生活資金・労働者の人権など、労働の問題にも活動の範囲を拡大した。韓国では市民団体に対する国民の信頼度が高い。特に、参与連帯や経実連に対する評価が高く、韓国で社会的キャンペーンを展開する際に、参与連帯と経実連が参加するかどうかにより、運動の持つ影響力が異なってくる。

最低賃金問題に関して、参与連帯と経実連は、基本的に労働者の権利保障という原則的な基準で妥当であると判断しうる範囲で、協力を図っている。つまり、最低賃金というイシューは労働者の階級をめぐる問題ではなく、社会における正義・公正の観点から取り上げられたため、市民運動団体が労働者の賃金問題に参加し、そこの社会的連携が形成されてきたと言える。最近、韓国では大統領選挙に最低賃金の引き上げが公約に挙げられるなど、最低賃金に関する社会的関心はさらに高まっている。

終章では、組織の活動範囲を職場だけに限定することなく、職場・生活・市民社会領域をつなぐ活動が「周辺部」労働者の現実を反映した利害代表戦略となりうるとの示唆を得ることができたことと、「周辺部」労働者の利害を政策過程に反映する際に、労働組合以外の多様なアクターの関与が重要な役割を果たしたと説明している。また、「周辺部」労働者のなかには、若年層の非正規雇用者や外国人労働者など、女性以外の多様な社会的属性や雇用形態を持つ労働者が存在している現状を考慮し、今後は、女性以外の「周辺部」労働者にも視野を広げる必要性を提示した。

本書は、「周辺部」労働者の利害を擁護してきた女性の「独立組織」を中心に、その取り組みを、組織化の側面と、労働組合・社会運動との連携関係の側面から明らかにしている。特に、韓国女性

労働者会と韓国女性労働組合の組織化過程、そして非正規職保護法の法制化過程と最低賃金の引き上げをめぐる社会的連帯について、歴史的背景を中心に詳細に説明しており、韓国における今までの女性の労働運動と女性労働者の社会的地位を改善させるための社会的連携を理解するのに大変参考になった。

現在、日本や韓国では働き方改革により同一労働・同一賃金に対する関心が高まっているものの、まだ非正規労働者を含む「周辺部」労働者の処遇水準は大きく改善されていないのが現状である。

さらに、最近では、インターネットのプラットフォームを通じて単発の仕事を依頼したり請け

負ったりする働き方をする「クラウドワーカー」が増加している。仕事の継続性がなく、定期的に仕事をする義務がないクラウドワーカーには既存の労働者に適用される労働基準法などが適用されず、収入などが安定していないケースが多い。彼らをこのまま放置しておくと、「周辺部」労働者に加えて新しいワーキングプアが生まれ、貧困や格差がより拡大する恐れがある。本書の内容などを参考して「周辺部」労働者のみならず、クラウドワーカーに対する対策がより早く取り組まれ、雇用形態や働き方により貧困や格差が広がらないことを強く望むところである。

(金明中 ニッセイ基礎研究所)